

令和 2 年度事業計画書

基本方針

我が国の農業は、国内にあっては農業改革、農協改革、減反政策の廃止など、また、国外では民族間、地域間の争いや保護主義化が懸念される一方、特定地域との FTA（自由貿易協定）の推進が行われるなど、今後の行方が不透明な局面にある。更に、農業者の高齢化、耕作放棄地面積の拡大、人手不足などの問題により日本農業の将来像が掴みにくくなっている。他方、安全で安心な食料に対する需要の高まりがあることや自給率の向上が求められていること、そして、グローバル・フードバリューチェーンの考えの下、日本の農産物を海外に浸透させることを念頭にした国際競争力のある農業の構築が求められていることなどから、これらの流れに対応できる効率的かつ安定的な農業経営体やそれらを担う農業者の育成・確保が急務となっている。

同時に、開発途上国における収益力のある農業、また、地球環境に配慮した農業を実践するための人材育成等を目的とした支援を行なうことは、今や国際社会のリーダーとして重要な役割を果たしている我が国の責務であり、ひいては我が国における食料の安定供給にも寄与するものである。

本会はこのような状況に鑑み、我が国農業の中核的推進力となる担い手の育成と確保、農業分野の人材を育成すること、国際貢献力、国際競争力を備えた農業経営体の確立、そして、国内外における農業者レベルの相互理解と友好親善の推進を図ることを目的として、

農業・農村青年の海外研修
海外農業者の人材育成
農業経営研究活動等

を実施し、併せて本会会員組織の連携強化及び組織活動の活性化に寄与する。

1. 会 議 (法人)

本会の定款に基づき、次の会議を開催する。

(1) 総 会

令和元年度事業の報告等を目的とした通常総会を6月に開催する。

(2) 理事会

本会の事業運営に係る通常理事会を年4回(5月、8月、11月、翌年2月)開催する。

2. 農業研修生海外派遣事業(公1)

(1) 欧・米・豪等先進諸国における農業実習や学習を通じて、優れた農業技術、経営管理、販売技術等を修得させ、国際社会に精通した我が国農業・農村を担う人材を育成することを目的に長期間の農業研修生海外派遣事業を実施する。

1) 国内業務

ア. 募集及び選考

【グループベースの研修】

研修生の募集は都道府県担い手育成主務課など関係機関の協力を得て行なう。

また、応募者に対して適格者を選ぶ選考会を行なう。

派遣先国及び募集人数は次のとおりとする。

米 国 : 50名

オーストラリア : 15名

【個人ベースの研修】

以下の各国については、研修先国の事情を考慮してグループとしての研修とせず、期間、時期、業種など、個人の要望に応じた研修を組み立てる形とする。そのため選考を実施せず、個人面談により参加資格や詳細な研修の希望内容を確認する。また、研修実施(渡航)は、研修先国の受入機関が受入農場を確保し、査証等の必要書類が整った段階で確定する。

デンマーク(2名)、ドイツ(3名)、スイス(8名)、オランダ(10名)

カナダ、イギリス、アイルランド、フランス等: 各国若干名

【アプレントィスシップ】

海外農業研修に参加するための準備のため、あるいは、日本国内で農業経験と知識の習得を目的とするアプレントィスシップ研修生の募集を行なう。応募者に対し選考は行わず国内農家に適宜配属し研修機会を提供する。

人数 : 10名

イ. 講 習

米国研修、オーストラリア研修については、本年度の選考に合格した者、及び令和元年度に合格し渡航を次年度に延期していた研修生(米国1名)に対して事前講習及び出発時講習を実施する。

ウ. 国内農家実習

年度に関わらずアプレントィスシップ制度への希望者に対して国内農家実習を斡旋する。

エ. 派遣

米国研修、オーストラリア研修については、所定の国内講習を終えた研修生を2021年3月にそれぞれの研修先国へ派遣する。

また、その他の個人ベースによる研修参加者については、語学力、農業経験等の本人の準備が整い、研修先国で受入農家が確定し、査証等の入国書類が整ってから渡航日を確定する。

オ. 帰国

平成30年度米国派遣研修生は2020年10月に、また、令和元年度(2019年度)オーストラリア派遣研修生、及び、欧州派遣研修生は2021年3月に海外での研修を終えてそれぞれ帰国する。

2) 海外業務

本会は、米国においては本部職員と米国側受入機関であるビッグ・バンド・コミュニティ・カレッジの専属職員が、オーストラリアにおいては本部職員と豪州側受入機関であるボーエン・ガムル生産者組合の専属職員とがそれぞれ密接に連携し、また、その他の国々においては本部職員と各国の現地研修生サポーターが現地各国受入機関と協力して、海外研修中の研修生に対する指導・助言等を行なうとともに、現地大学等関係機関の協力を得て各種研修等を実施する。

(2) 未来の畜産女子育成プロジェクト事業

我が国畜産業における女性農業者となり得る人材、世界に広い視野を持った人材を育成するとともに、女性が畜産業に参画、活躍することを促すことで、日本の畜産業を盛り上げることを目的に、日本中央競馬会の令和2年度畜産振興事業として次の事業を実施する。

【事業内容】

意欲的に畜産を学ぶ高等学校女子生徒20名を全国から募集し、養豚、酪農などの畜産業が盛んなデンマークにおいて、同国畜産業の実情を学ぶとともに、女性の役割や参画実態を把握し、帰国後は、学んだことを元に各地で広報活動を行ってもらい、同時に畜産関係者に女性が活躍できる畜産現場の実現の重要性をアピールしてもらおう。また、彼ら自身も女性の新鮮なアイデアと視点による新たなマーケットの開拓や商品開発の原動力となり得る次世代女子農業者を目指してもらおう。

(3) Grow Abroad 2021 (国際カンファレンス) の開催準備

世界各国で農業研修生の送付、受入を行っている団体が加盟する Grow Abroad Alliance (正会員数34団体) が毎年各国持ち回りで開催するカンファレンスが2021年に日本で開催され、そのホスト役が本会となることから、開催に向けた準備を行う。本年度は、南アフリカで開催される同会合に2名の役職員を参加させ、各団体と情報交換するとともに、開催内容について詳細を把握する。

3. アジア農業青年人材育成事業 (公1)

農林水産省は、アジア・アフリカ地域の食料生産力向上と貧困削減に貢献するとともに、我が国の食産業の海外展開に資するために、日本の食料・農業システムに親和性を有する人材(現地パートナー) 育成することを目的に、政府開発援助(ODA)の一環として開発途上国の農

業青年を対象にした人材育成の取り組みを支援している。

本会は、アジアの農業・農村を担う人づくりを支援し、彼我両国農業者の相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的に、農林水産省の公募事業「令和2年度アジア・アフリカ地域の農業者招へいによる実践的な農業研修」に応募し、次の事業を実施する。

(1) 農業青年人材育成事業

アセアン諸国の農業青年を我が国に招へいし、農業教育機関における学課研修や受入農家における実践的な農業研修を通じて、安全、美味で高品質な農産物の生産、加工、販売、流通システムなどを習得させ、アジアの国々におけるグローバル・フードバリューチェーンの構築に貢献する地域のリーダー的人材の育成を行なう。

研修期間及び受入人員は次のとおり。

研修期間	受入人員	受入対象国	来日	帰国
10ヶ月	59名	アセアン諸国	2020年4月	2021年2月
	(16名)	タイ		
	(20名)	インドネシア		
	(23名)	フィリピン		

(2) 研修生フォローアップ事業

本邦での研修効果を評価するために専門家等を派遣し、以前に研修を修了した帰国研修生の営農状況などを調査し、また、彼らへの助言・指導を行なう。本年度はインドネシアにおける調査を予定。

4. 欧州他農業研修生受入事業（公1）

日本人農業研修生派遣国との相互交換として、欧州を始めとする諸国から研修生を受け入れ、農業研修を通じて相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的に本事業を実施する。

受入人員、研修期間は、以下を予定。

研修期間	受入人員	受入対象国	来日	帰国
1年	3名	ドイツ	2020年4月	2021年3月

5. 海外農村開発支援事業（公1）

【フィリピン安全野菜栽培技術の普及と流通販売改善活動〔外務省 日本NGO連携無償資金協力による〕】

フィリピン国農業省、同国ベンゲット州地方自治体、及び長野県南牧村の協力を得て、フィリピン国内における安全野菜生産技術を根付かせるとともに、農産物の出荷・販売技術の改善を進めることで食品ロスの削減と商品価値を高め、同時に農民や流通業者、地方自治体の協力を仰ぎながら生産者～流通業者～販売業者～消費者を結ぶフードバリューチェーンの構築を実現し、以て生産者の所得向上を図ろうとするものである。

本事業は、昨年11月を以て終了したJICA草の根技術協力プロジェクトによる同様の事業の後継プロジェクトであり、外務省の「日本NGO連携無償資金協力」による令和2年6月から3年間に亘って行うプロジェクトである。

6. アセアン等農業人材育成支援事業（公1）

開発途上国の農業・農村の近代化を推進するためには、将来を担う青年農業者に対し、我が国において農業技術等を修得させる、いわゆる技術移転を目的とする人材育成が必要である。本会では、長年培ったアセアン農業研修生受入事業の経験を下に、次の支援を行なう。

【農業研修生の受入】

5. の海外農村開発支援事業のプロジェクトを定着させるため、フィリピンの技能実習生送出機関を通じて推薦されたベンゲット州の農業青年に対して、日本での農家研修を中心とした研修を行なう。

受入人員	研修期間	来 日	帰 国
15名	3年間	2018年3月	2021年3月
14名	3年間	2019年3月	2022年2月
7名*	2年間	2019年1月～7月	2021年1月～7月
10名	3年間	2020年3月	2023年2月
31名	9ヶ月間	2020年3月	2020年11月
8名**	2年間	2020年3月	2022年2月

*及び**は、日本で既に3年間の実習経験を積んだ者で、資格試験に合格し、優良実習実施者及び優良監理団体の下で更に2年間の実習を行える資格を有する者。

【新規受入地域の開拓】

現在、配属農家を長野県に限定しているが、農業の多様性（業種、気候、作業内容等）を考え、また、送出国（フィリピン）の要望もあることから、他地域への配属の可能性を検討し計画を進めるために調査を行う。

7. 組織活動推進事業（他1）

（1）国際化対応営農研究事業

農業の国際化が進展し農産物価格の低迷などに加え、労働力不足、農業従事者の高齢化など、厳しい農業経営環境の中で、国際感覚に優れた農業経営者の担い手が求められている。

このため海外の農業について豊富な体験を有する海外農業研修体験者を中心に、全国を5ブロックに分けたブロック別営農研究会を開催する。

《開催予定県》

北海道・東北ブロック：岩手県

関東甲信越ブロック：東京都

東海・近畿・北陸3県ブロック：奈良県

中国・四国ブロック：鳥取県

九州ブロック：宮崎県

（2）新潟県組織アセアン研修生受入事業〔受託事業〕

会員組織が実施する事業の一部を受託し、業務遂行に協力するなどにより、組織活動を支援する。

（3）国際農友会の支援業務

海外派遣研修生OB・OGの全国組織である国際農友会の事務局業務を行なう。

8. 研修生サポート事業（他2）

国内外の農業研修生をサポートするため、次の事業を行なう。

- (1) 海外派遣研修生への奨学金給付（バイエル スカラーシップ）
- (2) 海外派遣研修生への研修資金貸付（研修生サポート資金）
- (3) 技術書の作成・配布

9. 情報・サービス事業（他2）

本会各県会員組織及びそれらの会員並びに関係団体等を対象に次の事業を行なう。

- (1) 機関紙「ニューファーマーズ」の発行
発行回数：年2回
発行部数：11,000部/回
電子媒体での発信 500部/回
- (2) 海外農業視察・研修等の企画・実施
- (3) 求人・求職支援（無料職業紹介事業）
- (4) 都道府県、関係団体、会員等への便宜供与、その他

10. 国際協力等（他2）

本会事業の充実と国際社会への協力と貢献を可能な限り高めるため、次の事項を実施する。

- (1) 海外関係諸機関との提携及び協力の強化等
- (2) 海外諸国の本会事業関係者の来訪に対しての便宜供与
- (3) 開発途上国の農業開発、技術協力等に関する協力活動
- (4) 本会の活動、事業の拡大充実のための調査・研究活動等

11. 国際農業交流事業推進基金の管理運営（他1）

本会及び会員組織の充実及び事業の拡充を計ることを目的に設立された国際農業交流事業推進基金について、基金管理運営委員会を設置し公正かつ効果的にこれを管理運営する。

- (1) 基金の運用
- (2) 基金運用益の活用
- (3) 基金管理運営委員会の開催

12. 特別会計事業

- (1) 農業研修生国際交流特別会計事業
(農業研修生の国際交流にかかわる特別会計事業)
- (2) 国際農業交流事業推進基金特別会計事業
(協会の組織活動を推進するための基金管理運営にかかわる特別会計事業)
- (3) 農業研修生サポート資金特別会計事業
(海外派遣農業研修生に対する研修資金貸付、奨学金にかかわる特別会計事業)